

事業者団体等による消費者教育支援事業企画提案募集要項

1 趣旨

持続可能な社会を形成するためには、消費者や行政だけではなく事業者の理解や協力が欠かせない。そのため、事業者が主体となって消費者教育を実施することができるように地域に根ざして消費者の暮らしを支える生活協同組合及び地域の多くの消費者と関わりのある事業者団体等が主体的に企画、実施する消費者教育・啓発事業を公募し、企画提案審査会において選定された事業の実施に必要な経費を補助する。

2 補助事業内容

(1) 補助対象事業

エシカル消費、消費生活等に関するテーマで、広く県民を対象とし、県民の消費者力の向上に役立つ事業（①～③のいずれか）の企画、実施。

① 消費者啓発イベント

- 【例】・消費者問題等に関する寸劇、落語、漫才、クイズ大会
- ・店舗内に設置した消費者クイズに答えるスタンプラリー
 - ・食の安全安心に関するトークショー
 - ・消費者問題等に関する体験型展示
 - ・消費者問題等に関する体験教室
 - ・既存の取組にないユニークな手法による消費者啓発イベント

② 消費者教育

- 【例】・会員等を対象とした消費者教育講座の開催
- ・顧客向けに啓発チラシ等の配布・声かけ
 - ・消費者教育のためのパソコン・スマートフォン用コンテンツ制作・掲載
 - ・ダイレクトメールを活用した消費者啓発資料の作成・送付
 - ・会員向けメールマガジンを活用した消費者トラブル情報の発信
 - ・既存の取組にないユニークな手法による消費者教育

③ その他、エシカル消費についての周知や理解を深めるための事業

(2) 補助事業期間

交付申請書記載の事業着手日～令和8年3月31日

(3) 補助金額

1事業者あたり 上限50万円

(4) 補助対象経費

- ・報償費（講師等謝金）
- ・旅費（講師等旅費費用弁償）
- ・需用費（印刷費等資料作成費、啓発資材等作成・購入費、啓発用機器等購入費 等）
- ・役務費（会場設営費、出展・出演料、郵券代、通信運搬費、保険料 等）
- ・使用料及び賃借料（会場使用料、啓発用機器等レンタル・リース料 等）
- ・委託料

- ・人件費（臨時アルバイト等の賃金）

※ただし、当該事業実施に必要な部分に限ることとし、経常的な経費（事業者職員旅費等）を除く。また、委託料は、補助対象経費と同額の場合は対象とならない。

3 応募等について

(1) 応募資格

兵庫県内に事業所や店舗、商業施設を有する事業者又は当該事業者で構成する団体（グループ）であり、かつ次のア・イのいずれかの要件を満たし、ウ～カの要件をすべて満たすこと。

- ア 県内に 50 以上の事業所、店舗、小売店を有する事業者であること
- イ 県内に事業所を有する複数（原則 10 以上）の事業者・組合等で構成する団体であること
- ウ 県内全域を対象区域としていること
- エ 次年度以降も、自主的な消費者教育・啓発が可能であること
- オ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと
- カ 暴力団若しくはその統制下にないないこと

(2) 応募期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時必着

(3) 提出書類

【資料 1】事業実施内容等資料

- ア 企画提案参加申込書（様式 1）
- イ 事業計画書（様式 2）
※県民生活部補助金交付要綱別表の別紙 1 に同じ
- ウ 経費見積書（様式 3）
- エ その他企画提案の補足資料等（あれば提出。書式は自由）

【資料 2】事業者に関する資料

- オ 事業者に関する調書（様式 4）※県民生活部補助金交付要綱別表の別紙 3 に同じ
- カ 定款、規約又はこれに代わるもの（書式は自由）
- キ 役員名簿又は構成員名簿（書式は自由）

(4) 提出方法

【提出先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県県民生活部県民躍動課消費政策班

【提出部数】

正本 1 部、副本 7 部 ※資料 1、2 とも原則 A 4 タテ版、片面印刷

【提出方法】

持参又は郵送。提出書類は返却しない。
今回の応募にかかる一切の費用は応募者の負担とする。

4 審査等について

(1) 審査方法

提出された応募書類をもとに、兵庫県の設置した企画提案審査会により書面審査を行い、補助事業を選定する。

(2) 審査日程

令和7年6月

(3) 審査基準

事業の有効性、事業遂行能力、経費見積の妥当性、事業の総合評価

(4) 審査結果の通知

応募者すべてに郵送で通知する。

5 その他

(1) 事業計画書に記載された内容のうち、一部のみが採択される場合がある。

(2) 補助事業者は、兵庫県が別途定める様式に従って、補助金交付申請書等を提出する。

(3) 補助事業者は、補助事業の実施に際して、採用された事業計画書に記載のない事項並びに疑義が生じた場合には、兵庫県と協議し、その指示に従うものとする。

(4) 補助事業者は、事業の遂行上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(5) 補助事業者は、補助事業期間終了後、兵庫県が別途定める様式に従って、速やかに実績報告書を提出する。

(6) 実績報告書提出後、証拠書類、現物等の確認を行う。

(7) 不適切な補助金の執行があった場合、補助事業者は交付された補助金の全額又はその一部を返却し、併せて違約金も支払うものとする。

(8) 補助事業期間内において、補助事業者が補助事業を断念又は中止せざるを得ない状況になった場合は、速やかに届け出、補助金の精算を行う。

(9) 補助金の支払いは年度内の精算払を原則とする。

6 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県県民生活部県民躍動課消費政策班

TEL 078-362-3378 FAX 078-362-3908